



2021年10月15日発行  
 発行責任者  
 立憲民主党・民権クラブ 佐々木ナオミ  
 〒250-0875  
 小田原市南鴨宮3-6-13 天野ビル1F西  
 phone.0465-46-6831  
 fax.0465-46-6857  
<https://naomi-sasaki.com/>

No.13

再度の感染拡大に、今こそ備えよう！——佐々木ナオミの提案——

★宿泊療養施設を県西エリアに！（県議会「安心安全推進特別委員会」にて提案）

昨今の災害多発の中、県のルールで、大規模災害時には、自宅療養者は希望があれば宿泊療養施設へ避難することになっています。県西エリアには現在施設がありませんが、昨年来、私はずっと要望しています。災害対策の面からも、県西エリアへの宿泊療養施設整備が早急に求められます。

★「地域療養の神奈川モデル」を充実！

県では、自宅療養者の健康観察を地域の医師会に委託し、支援する事業を、今年3月から藤沢市で先行実施。小田原市・真鶴町・湯河原町・箱根町でも、9月1日から始まっています。しかし、この事業が実施されている地域は県内人口のわずか2割程度。感染が再び拡大した時に備え、さらに広げていくことが求められます。

★「自宅療養者への生活支援事業」の拡大も！小田原市にも是非導入を！

現在、海老名市などの9つの市町村と、県が連携して実施している「自宅療養者への生活支援事業」の拡大も必要です。9月13日、真鶴町が県と覚書を提携して事業を開始しましたが、ぜひ小田原市はじめ他の自治体も、積極的に導入してほしいと思います。

★検査体制の充実を！

ワクチンが充実してきたとはいえ、変異株でワクチンが効かない事態も想定されます。現在神奈川県が抗原検査キットを12歳未満のこどもに配布してますが、これをさらに拡大し、誰もが無料で気軽に検査を受け、無症状感染者の早期発見で、感染拡大防止に向けた体制を作るべきです。

「生理の貧困」——県立学校に生理用品の配備決定！——

経済的な理由等で生理用品を買うことができない「生理の貧困」が、コロナ禍で社会問題としてクローズアップされました。こうした状況を受け、立憲民主党神奈川県議団の女性議員が中心となって、6月25日、知事に、「生理の貧困」の改善を求める要望書を提出しました。

県は、6～8月に生理用品配布のモデル事業を実施。1831人が回答したア

ンケートでは、約80%の生徒が「生理用品が手元にないことで困ったことがある」と回答。そのうち4%（全県立高校で試算すると約2500人）は、経済的な理由によるものだとの結果が出ました。県では、10月から全ての県立学校の女子トイレに、生理用品を配備することを決定！私たちの要望が形になり、困っている女性たちの助けになったこと、とてもうれしいです！



会派の団長、政調会長が副知事に要望書を提出



同じ会派の女性議員全員でとりくみました。

環境農政常任委員会における 佐々木ナオミの質問

9月29日

- 豚熱について
- ごみ処理広域化計画について
- 広域農道について
- 7月の大雨に関する農地の復旧について

[https://kanagawa-pref.stream.jfift.co.jp/?tpl=play\\_vod&inquiry\\_id=2476](https://kanagawa-pref.stream.jfift.co.jp/?tpl=play_vod&inquiry_id=2476)  
 (3:33:45あたりから)

10月1日

- ジャンボタニシの駆除について

[https://kanagawa-pref.stream.jfift.co.jp/?tpl=play\\_vod&inquiry\\_id=2488](https://kanagawa-pref.stream.jfift.co.jp/?tpl=play_vod&inquiry_id=2488)  
 (1:08:18あたりから)

# 熱海大規模土砂災害その後

7月に発生した熱海の大規模土砂災害では、多数の人的・物的被害が生じた下流域の住民の中に、「上流エリアで大規模な盛土が、存在することを知らない方もいた」との報道がありました。

神奈川県土砂を搬入する際の手続きや運用を具体的に定めた「土砂条例施行規則」では、盛土などの「土砂埋め立て行為」を行う場合についての事前説明会の範囲を、「土砂埋立区域の周囲50メートル以内の土地所有者等」としています。しかし、盛土箇所の下流域が特別警戒区域の「レッドゾーン」である場合には、下流域の住民の方々にもきちんと説明をする必要があります。施行規

則中の「説明会の対象範囲」の早急な改正について、小田原市早川地域の住民の方からもご要望いただき、わが会派の赤野たかし県議の代表質問でこの問題を取り上げました。

知事からは、この施行規則については、「市町村と話し合いながら、年度内を目途に改正したい」との答弁！そもそも国がしっかり法整備をしていない中で、各地で問題になっている盛り土問題。国の法整備を待っていただけません。県独自の条例で、規制の強化にしっかり取り組むよう、今後もこの問題を注視してまいります。

**行った！  
見た！  
聞いた！**

8/25



生活クラブ生協による小田原市への再生可能エネルギーに関する要望提出に同行。

8/29



さようなら小田原市民会館。最後のホールステージ。チェリストの白井彩さんと。

8/20



小田原養護学校湯河原校舎開設式に、来賓として参加。

10/8



新しく小田原にできた「THE VIEW 小田原 城の見えるホテル」にて、藤井香大社長と意見交換。

8/22



「美しい久野里地里山協議会」のイベントにて、副会長の近藤増男氏と。

8/23



県議団の政調会の委員として、聴覚障害者協会様との意見交換会。

9/22



新しい市民ホール、柿落としては見られなかった大ホール緞帳前で、デザインを担当した日本画家芳澤一夫氏と。

## 第2回県西報告会+学習会「富士山噴火に備える」

8月29日（日）小田原お堀端コンベンションホールにて、第2回佐々木ナオミ県政報告会+学習会が開かれました。テーマは「富士山噴火に備える」講師は県立温泉地学研究所の主任研究員萬年一剛氏。日々見慣れている富士山という山が、非常に活発な火山として古文書には記述されてきたことなど、多くの気づきがありました。次の噴火が、小規模になるか大規模になるかは、全く予想がつかないものの、江戸時代の噴火の時に比べて、現代社会においては、より大きな被害が出る可能性もあるとのことでした。



講師の萬年一剛氏を囲んで。

**事務所のご案内**

JR 鴨宮駅  
南口ロータリー

さがみ信金 東建  
インドライ路店

佐々木ナオミ事務所  
〒250-0875  
小田原市南鴨宮 3-6-13  
天野ビル 1F 西  
phone.0465-46-6831  
fax.0465-46-6857

月～金  
PM2～4  
OPEN



Facebook ページ



佐々木ナオミ



公式ホームページ

